第７回　修善寺町外３町合併協議会　会議録

〇山本事務局長

皆さん、こんにちは。第７回修善寺町外３町合併協議会を、定刻となりましたので開催させていただきます。

まず、最初に資料の確認をお願いしたいと思います、今回の資料につきましては、事前にお配りしてある資料。次に、協議１６号ですが、町名字名の資料につきましては、第３回の１５頁になりますので、ここでは資料の用意は省略させていただきます。

それでは定刻となりましたので、第７回修善寺町外３町合併協議会を開会いたします。

会長挨拶といたしまして、大城会長お願いいたします。

〇大城会長

皆さん、こんにちは。第７回の修善寺町外３町合併協議会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。本日は、４月１６日でございます。返り見ますと１月１日付けで修善寺町外３町合併協議会を設立いたしまして３.５ヶ月、１００日余りが経過したわけでございます。既に６回の協議会をいたしまして進めてきたわけでございます。あと３.５ヶ月経つと７月末でございます。この協議会でクリアする協議事項をこのあたりで集約していただきまして、９月の各町議会で合併についてのご決議をいただくというスケジュールになっております。今日まで、私としてはたいへん力不足でございましたが、皆さん方のご協力によりましてなんとか務めてまいりました。今後とも、皆さん方の絶大なるご協力をいただきまして、静岡県東部の市町村合併のリーディングケースとして成果が現れるように、ご助力をお願いいたしまして挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

〇山本事務局長

ありがとうございました。続きまして議題に入ります。議事は会則により会長が議長となると定められております。大城会長、お願いいたします。

〇大城議長

はい、協議会規約第１０条第２項により会長が議長となるとなっておりますので、しばらくの間議長を務めさせていただきます。議事が円滑に進みますよう皆様方のご協力をお願い申しあげます。

では、早速議事に入ります。お手元の次第に従って議事を進めさせていただきます。

議題（１）報告事項でございます。報告第１２号「議会の議員の定数及び任期の取扱いの確認について」の報告でございます。資料の１頁でございますが、事務局、説明してください。

〇山本事務局長

はい、１頁になります。この報告は前回、第６回の協議会で確認をいただきましたものを明文化したものでございます。従いまして、文章上での確認をお願いします。読み上げさせていただきます。

報告第１２号、協議第１７号「議会の議員の定数及び任期の取扱いについて」下記のとおり報告いたします。月日と会名は省略いたします。

「議会の議員の定数及び任期の取扱いについて（１）地方自治法第９１条第１項の規定による新市の議会の議員の定数は、２２人とする。ただし、合併後最初に行われる一般選挙の定数は、

２６人とする。（２）議会の議員の任期は、市町村の合併の特例に関する法律第７条第１項第１号の規定を適用し、平成１６年１０月３１日まで、引き続き新市の議員として在任する。」

以上でございます。

○大城議長

はい、ありがとうございました。報告第１２号「議会の議員の定数及び任期の取扱いの確認について」は、前回確認されましたものを、このように文書化、浄書いたしたものでございます。文面について、ご異議がなければ、確認されたものとして、報告済みとさせていただきますが、いかがでしょうか。

○委員一同

異議なし。

○大城議長

ありがとうございます。それでは、確認されたものとして、報告済みとさせていただきます。

引き続きまして、報告第１３号「新市建設計画等策定小委員会の会議結果について」、本件について、小委員会の報告を伺います。土屋英隆委員長、報告をお願いいたします。

○土屋英隆委員長

それでは、報告第 13 号「新市建設計画等策定小委員会の会議結果について」、ご報告をいたします。資料の４頁をご覧いただきたいと思います。

第５回新市建設計画等策定小委員会が、平成１５年４月２日午前１０時より、修善寺町総合会館におきまして、委員全員の出席のもとに開催されました。

議題１といたしまして、「新市建設計画の策定方針について」新市建設計画の策定方針として次のとおり確認しました。

新市建設計画策定方針

（１）計画の趣旨

この計画は、修善寺町、土肥町、天城湯ケ島町、中伊豆町の合併後の新市を建設していくための基本方針を定め、この方針に基づいた建設計画を策定し、その実現を図ることにより、新市の速やかな一体化を促進し、地域の均衡ある発展と市民福祉の向上を図る。

（２）計画の構成

この計画は、新市を建設していくための基本方針、基本方針を実現するための建設計画、公共施設の統合整備及び財政計画で構成する。

（３）計画の期間

この計画は、長期的な視野に立った建設計画であり、平成１６年度から平成２５年度までの１０カ年の計画とする。

次に、策定内容といたしまして、

（１）序論

（２）新市の概況

（３）主要指標の見直し

（４）新市建設の基本方針

①新市将来像

②新市建設の基本方針

③土地利用及び都市構造
④地域別整備の方針
（５）新市における県事業の推進
（６）公共施設の整備
（７）新市の施策
①創造力ある人づくり
②誰もがいきいき暮らせるまちづくり
③住むにも訪れるにも心地よいまちづくり
④地域の活力をいかしたまちづくり
⑤活力の源となる安全で都市機能の充実したまちづくり
⑥地域が主体のまちづくり
（８）財政計画

議題２　「新市建設計画（案）について」、新市建設計画（案）の具体的内容の検討については継続して検討することといたしました。

その他、次回の小委員会を４月１６日午前１０時３０分から修善寺町生きいきプラザ第１・２会議室で開催することとし、閉会いたしました。

以上、ご報告いたします。

○大城議長

ありがとうございました。ただいま、報告第１３号「新市建設計画等策定小委員会の会議結果について」、土屋委員長より報告がございました。報告事項でございますが、報告の中で不明な点等がございましたら、挙手をもってお願いいたします。いかがでしょうか。

○委員

異議なし。

○大城議長

異議なしとの声がありました。特にございませんようですので、報告第１３号「新市建設計画等策定小委員会の会議結果について」はご承認いただき、報告済みとさせていただきます。

引き続き、報告第１４号「新市例規策定業務委託契約の締結について」の報告を伺います。事務局、報告をお願いします。

○山本事務局長

はい。７頁になります。報告第１４号「新市例規策定業務委託契約の締結について」下記のとおり報告します。

新市例規策定業務委託契約の締結について、次のとおり報告する。

１．委託業務名　　新市例規策定業務委託契約の締結について
２．契約の目的　　修善寺町、土肥町、天城湯ケ島町及び中伊豆町の現在制定されている例規の一覧表や相違点等の調査業務を実施し、合併後の新市の例規を策定することを目的とする。
３．契約の方法　　随意契約
４．契約日　　平成１５年４月１日
５．履行期限　　平成１５年４月１日～平成１６年１月３１日

６．契約金額　　３，９９０，０００円（うち消費税及び地方消費税１９０，０００円）
７．契約の相手方　株式会社　ぎょうせい
以上です。
随意契約の理由といたしましては、協議会を構成しております４町の例規業務に従事しておりまして、全国的にも例規業務、合併業務についての実績がございます。
業務の主な内容ですが、４町ごとに一覧表を作成いたします。それから、整備すべき事項の抽出をいたします。例規原案の素案を作成いたしまして、合併にあたって即時施行する例規、新市において暫時施行すべき例規を作ります。作成にあたりましては、調整方針、それから準則等を参考にいたします。経過措置についても業務といたします。法制執務上の修正等も原案に対していたします。専決処分書等の作成もすると、こういうような主な内容になっております。
契約金額が１３０万円以上でございますので、ここで報告をさせていただきます。以上です。
○大城議長
はい。ただいま報告第１４号「新市例規策定業務委託契約の締結について」の報告が事務局よりありました。報告事項でございますが、説明の中で不明な点等がありましたらお伺いいたします。挙手をもってお願いいたします。特にございませんでしょうか。
ないようですので、報告第１４号「新市例規策定業務委託契約の締結について」はご承認いただけたものとして報告済みとさせていただきます。
続きまして、（２）の協議事項に入ります。
協議第１６号「町名・字名の取扱い」を議題といたします。説明は、すでに２月１９日に説明されておりますので、省略させていただきます。また、本件については前回４月２日に修善寺町の協議委員さんより意見が出され、継続審議といたしました。その後の状況について、修善寺町の協議委員さんより状況を伺いたいと思います。三須委員。
○三須重治委員
前回、皆様方のご理解をいただきまして、半月間の猶予をいただき、誠にありがとうございました。その間、私ども修善寺のなかで、７人の委員、並びに、各種地域からの皆さん方のご協力を得まして、結論といたしましては、修善寺の名前を残すということで、例えまして、「伊豆市修善寺大平」そのような形で残したいということで修善寺は決議いたしましたので、よろしくご理解のほどお願いします。以上です。
○大城議長
はい。ただいま三須委員からその後の状況について説明がございました。協議第１６号「町名・字名の取扱い」全体についても含めまして、本件について質疑を受けたいと思います。質疑はございますか。はい、小森委員。
○小森健治委員
それでは、今までの町名がそのまま字名の頭へと修善寺が付くということですか。
○大城議長
三須委員。
○三須重治委員
ただいま申しあげましたように、「伊豆市修善寺大平」というような形で付けさせていただきたいと思います。

〇小森健治委員
　ということはですね、修善寺の字名になるわけですね。字名の変更ということは、この前も僕は伺ったのですけれど、その町で決めればいいように記憶しておりますけれどいかがでしょうか。
〇大城議長
　すみません、最後の方が聞き取れなかったのでもう一度お願いします。
〇小森健治委員
　字名の変更というのは、担当の町が自分たちで変えて議決すれば字名は変えられるというんですから、この会で決めなくてもいいんじゃないかと思いますけれども。この前は一応町名を抜いて即字名になるということで、「伊豆市〇〇」、うちの方では「伊豆市門野原」とか「伊豆市市山」とか修善寺の方では「伊豆市大平」とかいうような形で納得したと思っておりましたが、その修善寺というのは今度は字名になるとすれば、字名はね、修善寺の人たちが決めてくれればいいことで、この会で決めることではないと思います。
〇大城議長
　ただいま小森委員の質問というかご意見は、字名は各町で決められるという説明だったと思うけれど、というご意見でございました。
〇小森健治委員
　（第３回協議会資料１６頁の表）町の名称のところが「無し」「無し」「無し」…と続いていて、字の名称のところで全部一覧表が出ていたわけですから、僕らそれでいいなと思っていたら修善寺の人たちが修善寺を欲しいということは、字名になると思いますよ。そうではないですか。
〇大城議長
　大字ですね。…はい、塩谷委員。
〇塩谷恭利委員
　中伊豆の塩谷でございます。そうしますとね、ちょっとお聞きしたいんですけれど、「修善寺」という区がございますよね。そうしますと、「伊豆市修善寺修善寺」ですか。「伊豆市修善寺」でよろしいんですか。それをちょっとお聞きしたいと思います。
〇大城議長
　はい、三須委員。
〇三須重治委員
　先日の我々の会合のなかでは、いずれにしても全体に「修善寺」を付けるということで、「修善寺修善寺」とダブるところにつきましては、今後いろいろ検討しようということでそこの結論はまだ出しておりません。
〇大城議長
　はい、塩谷委員。
〇塩谷恭利委員
　中伊豆の塩谷でございます。先ほどの小森さんと同じですけれど、町の名称ということで「無し」「無し」「無し」…ということでございますから、修善寺「町」がつかない場合ならば、地元でそれなりにやっていただければよろしいと思います。
〇大城議長
　ただいま中伊豆の塩谷委員から、提案した字名と違っても、各地元で決めてもらえば良いので

はないか、というご意見でございます。はい、井本委員。
○井本甲男委員
　そうしますとですね、本件を議決した場合、事務的な処理としていかがするのか、ということでございます。これでいきますと、議会の議決を経て、知事に申請し、知事の承認を得て、字名が変更になるということになっておりますが、事務的な処理はいかがすべきか、ご説明を求めます。
○大城議長
　井本委員から、事務的な手続きはどのようになるのかというご質問でございます。事務局。
○山本事務局長
　いつまでと申しあげるのもなかなか難しいわけでございますけれども、提案がですね、（町名を）省いてということですので、それでしたらまだスピード化できるなという感じがいたします。そうした意味で「従前のとおりとする」という提案をいたしたわけです。どうしてもという場合には新市が発足してからでもそれは付けることができますということで、それは自治法のなかでもうたわれております。
　ただ、ここでお話をお伺いいたしますと、発足前に付けたいというお話であって、しかも付けるところもあれば付けないところもあるというお話のようにお伺いできるわけですけれども、そうした場合は例えば、今ある「修善寺」がですね、そこだけは付けないのか、あとは全部付けるのか、とか、地区の皆さんによっては、修善寺の地番じゃないんだけれども、例えば例に出して恐縮ですが、柏久保とか大野、年川、瓜生野、熊坂、そうしたレベルまでも付けるわけだと思うのですけれど、地区でもし「うちは（修善寺を）付けなくていいんだ」ということになった場合にはどうなさるのか、それとも各地区毎に確認していくのか、そうなるとたいへんな作業になるなという感じはしているわけです。期間がたいへん短いですので、できるだけ簡略化したいという気持ちがございます。その辺も充分ちょっと考慮していただきたいところなんですが、住民の方がどうしても、ということであればよろしいんですけれど、ここで統一した見解を出して、あとで「いや、うちは付けなくていいよ」ということになりますと、またそれを、今までの事務手続きをひっくり返して、元に戻していくという作業もございますので、もし決められるのでしたら、どことどこ、全部やるのかやらないのか、そしてもう絶対にひっくり返らないということをお願いしたいと思います。
○遠藤正寿委員
　ただいまの事務局長の発言ですけれど、我々修善寺町の協議会の委員は住民の意見を把握してですね、先日も昨年の区長さんに全員集まっていただいて、意見をそれぞれ述べていただいて、各区によってはですね、区の会合で決定をしてもってきていただきました。しかしながら、最終的にはですね、字を付ける、付けないは協議会の委員さんに一任するというお話もいただいております。
　それでですね、もう１点ですね、前回２月１９日にこの議案が提案されたわけですけれど、議決をして持ってきてくれというのはですね、地方自治法の２６０条、これにあてはまらないと思うのですけれど、協議会の協議内容をですね、これをもって各町の町長さんが議会へ提案してこれを議決するということですので、この場で協議会でこれを議決してもってこいというのは、これはちょっと理解できないですけれど、この辺の説明をできたらお願いしたいのですが。

○大城議長
　はい、事務局長。
○山本事務局長
　議決が必要な理由でございますけれど、この提案と申しますのは、やはり字名をそのままでいきますよ、旧町名を付けないということの提案ですけれど、万一もうすでに、どうしても付けたいよというようなところがなかにはあるのかなと、私ども全部把握してございませんので、どうしてもここはつけたいよ、というような、よく全国的にもそうした運動をされている方がいらっしゃいまして、合併するのだったらどうしても付けるんだという地区もあるかなということで、そういうことであるならば、すぐにもう決まって、すぐ手続きもできるのではないかということで、議決まですぐいくのではないかと。ただし、その案がまとまっていない地区で、案がまとまっていない状況であれば、それは旧町名はつけない原案どおりで、後に、新市になってから充分検討されてからでもいいのではないかと、こういった意味があるわけでございます。
○大城議長
　２６０条というのは、合併に直接関係なく、いつでも変えられるわけです。そういう法律です。
　はい、三須委員。
○三須重治委員
　先ほど修善寺町は全体へ修善寺を付けることに決めましたと、そういう報告をさせていただきました。そのあたり局長の方で誤解のないようお願いしたいと思います。
○大城議長
　ただいままでのご意見を取りまとめますと、修善寺町は原案を修正をしてほしいという意見だと思います。そのほかの町はこの原案どおりでよろしゅうございますか。はい、土屋委員。
○土屋英隆委員
　ひとつお伺いいたしますけれど、修善寺町において、「修善寺」という名を残すことについては別に反対はいたしません。ただあの、ほかの町村、あるいは住民の感じ、あるいは意見等から、どうして修善寺町は修善寺という名前を残したかという最大の理由、区長さんたちからいろいろ聞いたということですので、ひとことで簡単にいうとどういうことですか。教えていただきたいと思います。
○大城議長
　はい、三須委員。
○三須重治委員
　残さない方がいい、残した方がいいとそれぞれ両方に正当な理由があると思います。それぞれいろいろな意見が出されました。そのなかでやはり一番の、修善寺の名前をブランドとして経済効果ですか、それが一番大きいのかなと、そういう気がいたします。
○大城議長
　土屋委員、よろしゅうございますか。はい、鈴木委員。
○鈴木勇委員
　せっかく「伊豆市」という、ブランドというわけではありませんが、提案というか決定の理由のように、志向の高い「伊豆市」とつけたと思います。それですし、また原案についても修善寺という地域はかなり多く残るのではないかなと思っております。そのような非常に多くの修善寺

という地域と、人口的にもかなりあろうかと思います。そういうことで、伊豆市と付けた時にも、ほかの地域の方々も「４町ぐらいで大きな伊豆市という名前を」、というようなことを言っているところもありましたし、今までの田方郡から、町から市になったということで田方郡○○町というような後退的な名前でなく、伊豆市修善寺○○と付けないで、ぜひ原案どおりできたらと思います。もし修善寺町の方ですでに全体の意見がまとまっているということでしたら、この場より前に議会で議決して、それらを修善寺という名前を付けてここへ出てきてもらって、それを新しい字の名称にしたらいかがでしょう。

○大城議長

はい、ただいま鈴木委員から、原案どおりで良いのではないか、原案を支持する、もし変える場合は議決して出てきてほしい、というご意見でございました。はい、三須委員。

○三須重治委員

この議決につきましては、私どもも県の方にお伺いをたてまして、議決の必要があるならば当然しなければならないと思いまして、お伺いをたてましたところ、これは議決は必要ありませんということですので、あえて議決をしてもってきません。議決が必要だということでしたら、この席で、修善寺がそうしたいんだったら議決をしてもってきなさいということでしたら、またそれも少し時間をいただかなければしかたないわけですが、議決をする用意はございます。

○大城議長

ちょっとお待ちください。事務局、説明してください。

○事務局（浅田茂治）

合併協議会事務局の調整班の浅田と申します。今の字名につきまして、私どもが担当しておりますので、手続きについてお話したいと思います。ふたつ事務手続きとしてはあると思います。字名を変えるための手続き、それからもうひとつ、我々がやっている事務のための電算の手続きというふたつがあると思うんですが、まず、字名を変える手続きでございますが、先ほど三須委員さんがおっしゃっているとおり、協議会での議決というものは、当然ここは議決の場ではありませんので、必要はございません。自治法２６０条でいうところの議決というのは、各町の議会、もしくは新市の議会、こちらの議決になります。

手続き的にはですね、まず最初に、どの地区のどの字をどのように変えるのか、それをすべて決めていただきます。大字、この字はそのままの区域のままこういう名前に変えますとか、この区域とこの区域はくっつけてこういう名前に変えますとか、そういうのをまず決めていただきまして、それを事前に県の方と協議をします。それが終わりまして、大丈夫でしょうというのがありましたら、該当町の議会の方に、町長さんの提案という形で提案していただきます。各町の議会の方が議決をしていただきます。そのあとですね、県の方に申請、届出をします。で、県の方で審査をしていただきまして、ＯＫということでありましたら、県の公報、これに掲載していただいて、その効力が発生した日から字名が変わると、こういう形になりますので、議決は協議会の後でもかまいません。正直申しあげますと、事務的にはかまいません。

それからもう１点、電算の関係でございますが、合併の期日を平成１６年の３月３１日と、新市の発足はこういうことですので、どうしても電算の準備もあわせてやっていかなければいけないということで、いろいろ電算の担当と打ち合わせをしましたが、できればですね、どの区域をどのように変えるかということは「５月末ぐらいまでには決めていただかないと、スケジュール

的には苦しいです」というようなお話を聞いていますので、事務的には以上２点の方からご説明させていただきたいと思います。
○大城議長
　ただいま、法的な議決についての説明と、合併から逆算した納期的な説明がございました。…塩谷委員。
○塩谷恭利委員
　中伊豆の塩谷でございます。私はいろいろこういう事態になるとは思ってもいなかったのですけれど、こうしてみますと、時間が許す範囲内で修善寺の方にお任せしてですね、そしてなるべく時間に間に合うようにしていただいて、やっていただくことがベストではないかなと、こう思います。
○大城議長
　ということは、修善寺は保留にして、ほかの３町の方は原案どおりでいいじゃないかというご意見と受け取ってよろしゅうございますか。法的な手続きがあるので、修善寺からそういう意見があるならば、そこの部分だけは保留として、ほかの３町は原案どおりで決めたらどうかということで…これは、修善寺の委員さんも入らなきゃいけないですね。…はい。
○小森健治委員
　議事録とってありますか。
○山本事務局長
　ございます。
○小森健治委員
　前回も、たしか変える町で議決をしなさいと、聞いたらそうだと、そうですよね。それはだから修善寺町さんは勘違いをしているんですよ。だからまた塩谷さんが言ったように、修善寺町がどうしても変えたかったら、一応修善寺の人たちが議決をして変えてくれればそのまま変えるということですから、そのようにして、この場はやはり…。
　これね、うちの方もそんなこと言ってくると、せっかくここまでね、揃ってきた足並みをですね、ここで一部の、まあ三須さんには失礼ですけれど、修善寺町のね、僕らからすれば、「そんなばかな」なんて言う人もいるわけですよ。それが果たして全員かどうかわからないですけれども、それはこの場は修善寺にお任せしまして、ほかの町は一応、僕は町名を抜いて字名だけにしたいと思います。
○大城議長
　はい、三須委員。
○三須重治委員
　修善寺町は、この７人の委員のなかで修善寺の考え方として、修善寺を残したいということで、今日提案をさせていただいております。議決というのは、修善寺町議会の議決はいらないということで、それはやりませんということで、この委員の７人の中での結論は出て、報告を冒頭させていただいたとおりでございます。
○山本事務局長
　議会での議決というのは、やはり必要になります。ただし、ここの議決というわけじゃないですけれども。ここで決めてからということでもよろしいわけですけれども、あくまでも提案は（町

名を）省くということの提案ですので、そうしたことを申しあげたわけです。
○大城議長
ちょっとお待ちください。説明いたしますが、いずれにしても、字名を変えることは、町議会または市議会のどこかで、議決が必要であります。従いまして、来年 3 月 30 日までは各町がございますので、そこで議決をするか、あるいは市になってから議決をするかということになろうかと思います。ただ、3 月 31 日からは新市としての戸籍、あるいは土地台帳等もありますから、どの程度の、先ほど井本委員が言いました、どのぐらいかかるのかというご質問であろうと思います。そのへんの状況を踏まえたうえでの、町側で議決をするか、市になってからの議決にするかということが分かれ目になってくるのではないかと私は思います。はい、飯田委員。
○飯田正志委員
先ほどですね、遠藤さんと三須さんの言っていることはですね、「修善寺町」はなくすということでけっこうですね。ですからこの原案でいいわけですね。全員賛成だということですね。でしたらここで議決をとって皆さんに確認していただいて、あとは修善寺町がどこを修善寺を残すか修善寺を入れるかということだけですから、ここでは話はこれを決めればいいことでしょう。別にそんなことはここで話し合いをする場ではないですから、これはこの原案を通すか通さないかということですから、それで議決を採ればいいじゃないですか。で、修善寺町は３３区ありますけれども、そのうち１３区は修善寺町修善寺なんですよ。先ほど三須さんが言ったけど、それはわからないと、そちらが。それはそちらの問題ですから、修善寺町修善寺は修善寺はいらないよといえば修善寺なんですから、それはそちらの問題ですからそちらで話をしてもらって、ここはこれで議決をすればいいじゃないですか。違いますか。
○大城議長
ちょっと確認をさせてもらいます。飯田委員さんのご意見は、ここは原案で可決をして、修善寺町がもし変更するならば、議決をして変更案を別途出しなさいと、字名を変えてこの変更案を協議会で出せばいいじゃないかというご意見ですね。そう理解してよろしいですか。
○山本事務局長
こちらでの提案というのは、やはり「字の名称は従前のとおりとする」ということですので、方法といたしましては、仮にここでそれで決を採るか、それとも「名称は従前のとおりとする」ですので、修善寺町はどうしても修善寺をつけたいよということであれば、提案はすべて（町名を）取るということですので、ここでやはり修正作業が必要になってくるかと思います。
○大城議長
今、飯田さんが言っていることは違うんだよ、原案は原案で通しておいて、議決して、修正案を再度出しなさいというご意見ですよね。
○山本事務局長
では、班長にちょっと説明をさせますので。
○事務局（浅田茂治）
すみません、先ほど私の説明が悪かったのかと思いますが、町名と字名につきましてはここで提案させてもらっている町名と字名については法的には同じものとして解釈していただきたいと思います。ですから、字名を変えたいということであれば原案通りではないことになりますので、修正案を出させていただくようになると思います。

で、本日ですね、この協議会で修善寺の委員さんがおっしゃっていることもごもっともなんですが、実はですね、協議会で決めていただきたいというのは、字名を修善寺はこういう方法で決めたよということを、ほかの３町さんは認めますよと、こういうことについてですね、もし今の修善寺町さんの提案をそのとおりにするということであれば、それを認めていただくと、その方法については自治法の２６０条の手続きですので、各町でやってくださいと、こういう形になりますので、それを認めるかどうかというのはこの場の協議になると思います。ですので、字名の手続きがどうだとかいうのはその後の話ですので、特にこの場では議論する必要はないのかなと考えます。

○大城議長

修善寺から字名を変えたいんだということを、この協議会の他の３町の方がご了解いただければ、その後この修正案を出すと、しかしながら、修善寺町が字名を変更するには、町議会を経てからでないと変更できませんので、承認されてからでないとできませんので、その時点で再度確認をするということになると思いますが。はい、飯田委員。

○飯田正志委員

例えばこの協議会で、修善寺町は、我々が修善寺は残してはいけないよといった場合にですね、議会をとおれば字名は変えられるわけでしょう。違いますか。だから我々に聞くことはないじゃないですか。それは修善寺町の問題であって、我々はこれを修善寺町の町名はなくすよと、でも字名については修善寺の議会と町民の方が決めて、我々は、修善寺がほしい、いらないよというのは、修善寺町の皆さんが決めたらいいことですから、それは議会をとおすんですから、我々に聞くことはないと思うんですよ。我々に聞いて、いいですよと言ったら、我々だって今度は湯ケ島に帰って困りますから。提案がおかしいですよ、それは。

○大城議長

議長として、協議会委員としてたいへん難しいところですが、合併の協議ですからね、たいへん微妙なところがあります。合併を前提としていない場合なら、飯田委員さんがおっしゃるとおりだと思います。勝手に決めればいいと思います、各町が。

ところが先ほど事務局から説明しましたように時間的な問題があります。今からやって、間に合えばやって、もう１回修正をこういうようにいたしますという報告・確認をすればよろしいんじゃないかと私は思いますが、もし間に合わないとすると、市議会になります。市議会で変更してくださいということになるわけで、そのへんのご了解をいただきたいということだろうと理解しますが。はい、鈴木委員。

○鈴木勇委員

それで、その合併の前に修善寺町議会で議決して、変えるということには、時間的には、まあ時間的なことを言ってはあれですが、それからこの協議会でこのまま議決しておけば、例えば瓜生野ということでとりあえず議決しても、修善寺町議会で議決してすべてこの合併前に字に修善寺をつけるということになれば、それで自動的にこれもそのように議決したと、この協議会で議決したということでよろしいですか。また改めて、修善寺瓜生野ということをこの協議会で決めなきゃだめなのか、それを伺いたいと思います。

○大城議長

はい、井本委員。

○井本甲男委員
　議長、本件につきましてはですね、このまま議決をしていただきまして、後日ですね、修善寺町の方で町長の提案に基づいて議会の議決を経て、修正案を提出していただけるならば、それを認めるということで、本件は原案どおり可決するということがいいと、僕は賛成いたします。
○大城議長
　ただいま、井本委員からご提案がございました。本件については、原案どおり確認していただき、後日修善寺町議会で字名の変更を承認、可決、それから県への届出が済んだ時点でこの協議会へ変更届を出すという説明だったと思います。はい、遠藤委員。
○遠藤正寿委員
　そうしますとですね、提案の原案と違ってくるわけですね。「４町の字の区域及び字の名称は従前のとおりとする。」というのが原案ですので、それとは違った議決になるわけですよね、ここで。それを確認したいと思います。
○大城議長
　今、井本委員のご意見は、原案どおり、従前どおりこの場は承認いただいて、修善寺町が議会を通って承認されたら、修正案を出すと、こういうご意見と受けましたけれども。違いますか、井本委員。
○土屋英隆委員
　なんだか訳が分らなくなってきましたね。ここで協議するのは、いわゆる合併の協定項目になっているから、今修善寺さんの方から話があるように、修善寺町は字名を残したいと、それをここで了解すればいいわけですよね。それで後で修善寺町議会でその字名を変える区域があったら、字名を変える手続きをするということで、その後ここへ報告は必要ですか。
○大城議長
　たいへんごちゃごちゃいたしました。ちょっと時間をいただきたいと思います。前方のデジタル時計で 2 時 35 分まで休憩といたします。暫時休憩といたします。

＜休憩＞

○大城議長
　皆さん、お席につかれましたか。休憩を閉じ、会議を再開いたします。
　では、事務局、今までのことを踏まえて、もう１回説明してください。
○山本事務局長
　はい。結果的にですね、修正案を出させていただくという考えですが、今までの皆さんのご意見を伺いますと、修正案をして確認を求めていただくのが、今の時点では最良かなと判断をいたしました。
　４町の修正案を申しあげます。「４町の字の区域及び字の名称は従前のとおりとする。」但し書きをつけます。「ただし、修善寺町の字の区域及び字の名称については、修善寺町において５月 31 日までに決める。」と、こういう修正になろうかと思います。もう一度申しあげます。但し書き以下ですが、「ただし、修善寺町の字の区域及び字の名称については、修善寺町において５月３１日までに決める。」と。

冒頭の「４町の」というところは削除してください。先ほどの案から削除いたします。もう一度繰り返して申しあげます。「町名・字名の取扱いについて　字の区域及び字の名称は従前のとおりとする。ただし、修善寺町の字の区域及び字の名称については、修善寺町において５月３１日までに決める。」と。よろしいでしょうか。

○大城議長

ただいま、事務局から議案の修正案が出されました。本件について質疑を受けます。小森委員。

○小森健治委員

結果的に修正案を作ったと言いますけれどね、だいたいこれが提案されたのが２月１９日、もう６０日も経ってですね、もう今これで５月３１日までに出して来いと言ったって、僕らも湯ケ島へ行って僕らの方でも変えてくれなんて言われたって困るわけですよ。やはりここはですね、しっかりと提案どおりに決めておいて、修善寺さんがどうしても変えたかったら新市になってから、どうしてもということだったら変えたらいいと思います。ちょっと今、訂正の提案というのはおかしいと思います。

○飯田文秀委員

異議なし。

○大城議長

ただいま、小森委員さんからは、協議第１６号の議案については、最初に２月１９日に提案された原案だと、ただし、変更する場合は新市になってから協議し、変更すべきであるというご意見でございました。はい、三須委員。

○三須重治委員

僕はどうしても解せないのは、修善寺が結論を出しているわけですから、それで３町の皆さんもそれで了解していただいているわけですから、あとは事務的な作業のなかで進めていただきたいということですので。新市になってから別に修善寺がそこまで決まらないということではないわけでして、今日、修善寺の考え方は出させていただいているわけですから、そこまで延ばす必要はないわけですから、ぜひ再考をお願いします。

○井本甲男委員

中伊豆の井本です。今、事務局案が提出されました。修正案が出たわけでございますが、修善寺町で変更したいという意向が委員のなかでもはっきりとわかっているわけでございますから、事務局案で５月３１日までに修善寺が必ず議決し手続きを取るということで、私は事務局案に賛成いたします。

○大城議長

ただいま井本委員から、事務局の修正案を指示するご意見がありました。先ほど、２月１９日の原案で新市になってから修正という案と、ふたつあると思いますが、これについてどちらを採用するか、採決になりますか、もう少し審議しますか。

だいぶ時間も経過いたしまして、議論も出たように思います。事務局からの修正案、「字の区域及び字の名称は従前のとおりとする。ただし、修善寺町の字の区域及び字の名称については、修善寺町において５月３１日までに決定し、報告する。」という案と、「４町の字の区域及び字の名称は従前のとおりとする。ただし、字の区域及び字の名称は、新市になってから変更する。」と、このふたつの案が出ていると思います。いかがいたしましょう。議決という声がありましたが。

いかがでしょう。はい、斉藤委員。
○斉藤民夫委員
　字の名称の変更等につきましては、各市町村で決めていただければいいわけでございますが、例えば合併協での今日の議論、このあと結論が出ないと仮定した場合、修善寺町におきまして現在「修善寺町修善寺○○」という形での字の変更がですね、議会で議決できるのかどうかという問題がございます。
　合併について、現在議論をされている途中段階でございますので、合併するかどうかというのはまだわからないという段階でございます。そうしたなかで修善寺町の字についてすべて修善寺をつけるというのはですね、合併協での結論も何も出ていない段階でですね、そういう提案をするのは非常に難しいのではないかなと思います。
　従いまして、現在、例えば「字の区域及び字の名称は従前のとおりとする。」という結論を出した場合、これに基づいてですね、修善寺町の方でこれを、修善寺という名前をすべてかぶせるというような議決はちょっと難しいのかなと、そのように考えております。
　そういう意味で、修善寺の方で勝手に決めればいいというようなですね、なかなかそうもいかない事情はあるということはご理解いただきたいと思います。
○大城議長
　事務局の修正案は、やや難しいのではないかというご説明でした。はい、斉藤委員。
○斉藤民夫委員
　例えばですね、今事務局からお話がありました、但し書きをつけるという、「5月３１日までに修善寺町において決定する」というような但し書きがあれば、これは修善寺町の方で議会に提案をして、そのような字名を議決するということは可能ではないかと、このように思います。
○斉藤民夫委員
　すみません、ちょっと補足をさせてください。例えば、事務局案の「5月３１日までに決める」といった場合ですね、あくまでも字名の修善寺町議会における議決は、合併の議決の後ということになりますので、やはり5月３１日までに議決をというのは無理ではないかなと、このように思っております。
　字名の変更というのは、当然合併を前提とした行為でございますので、この前提となる合併の議決が当然先行すべきものと、このように考えております。
○大城議長
　合併の議決が優先すべきだというご意見でございました。はい、飯田委員。
○飯田正志委員
　そろそろ結論が出たような気がしますので、議決を採ったらどうでしょうか。
○大城議長
　事務局の説明をいたします。
○山本事務局長
　はい。先ほど、議決ということがございましたが、5月３１日までに議決は求めないと、5月３１日までに修善寺町が決めていただくと、議決までは求めないということになります。
　ですから、議決の場合は調印をいたしまして、合併の議決をいたしますけれども、それ以後でしたら合併が有効になりますので、それ以降、字名の議決をしていただいてもかまわないと、か

まわないというか、そういうことでないと、もし合併がちょっと具合が悪いよということになった場合には、ちょっとまずいよということになりますので、協定項目のすべて調印をして、議決後に字名について議決をしていただければよろしいかなというように考えます。

○大城議長

たいへん難しくなりました。説明が難しくなりました。

○伊藤春秀委員

何回もこれも、しかも前回のときも休憩をとったりしながら、いろいろ論議をしてきたわけで、まず第一に考えてもらいたいのは、合併というのは、４つの町がそれぞれ自分たちの残したいものもある面では捨てながら、そしてまたある面では協調性を求めて合併をしようということが合併の大前提であろうと思っております。

しかももうこの字については、「伊豆市」という名前を全員、全会一致で承認をされて、字名はそのままでいこうということで、我々地域に帰っても、田舎ですからどこでもみんな、３月の集会とかいろいろなことがあるわけで、その席でも「すべて町名はなくして、伊豆市字名で決まった」、そういう言い方をすると、４０数年間我々が親しんできた天城湯ケ島の天城というのは字名にひとつもないから、もう本当に我々にとったら天城は消えてしまうんだなと、そういう痛みも持っているわけです。

正直言って、それも合併のことだから、みんなで新しい伊豆市を作っていこうというのがこの協議会の本旨であろうと思いますし、３万８千人の新しい市民もみんなそれを望んでいることだと思います。そういう意味で、ここで修正案がどうの、何がこうのとかいろいろ言っていて、どうしてもそれが必要だったら、新市ができた後で、そのなかで新しい議員さんたちが新しい考えのもとでそれを決定していくことが、一番筋が通っていることだろうと思いますので、最初に提案された原案どおりにこれをもう一度審議して、確認したかったらここでもう決を採ってもらって、それでそれ以降の問題として今後の問題としていってもらう方が、天城湯ケ島に限らず、それぞれがそれぞれの思いをもって自分たちの残したい名前も捨ててる部分もあるだろうと思いますから、速やかに決議をしてもらいたいと思います。以上です。

○大城議長

はい。ただいま事務局の修正案及び先ほどの井本委員からの修正案を支持するご意見、及び速やかに議決せよという意見が出されました。

いかがでしょうか。もう１回申しあげます。１番目がですね、事務局からの修正案でございます。5月３１日までに決定し、合併決議後、字名変更の議決をするというのが１案でございます。

第２案は２月１９日提出の原案で、もし修正が必要ならば２６０条に従って新市で変更するようにという案でございます。よろしゅうございますか。

それでは、採決を採らせていただきます。第１案の事務局修正案「字の区域及び字の名称は従前のとおりとする。ただし、修善寺町の字の区域及び字の名称は、修善寺町が５月３１日までに決定し、合併の決議後、修善寺町において字名変更の議決をする。」と、それに賛成の方、事務局の修正案です。よろしゅうございますか。（１１名挙手）ありがとうございます。

それでは第２案の、「４町の字の区域及び字の名称は従前のとおりとする。字の区域及び字の名称の変更は、新市になってから新市議会で決定する。」この案に賛成の方。（１５名挙手）ありがとうございます。

棄権の方。（３名挙手）
結果を発表いたします。事務局修正案が１１、伊藤委員さんが提案された、新市になってからという案が１５、棄権が３、欠席が１、従って３分の２以上がいずれも達しておりません。継続審議ということになるかと思います。
○遠藤正寿委員
議長、確認したいけれど、そうしますと、地方自治法２６０条にはこれは触れないと。
○大城議長
２６０条は、合併とは直接関係ないと思います。
○三須重治委員
合併前の市町村が合併協議会で協議結果を踏まえてそれぞれの議会で議決して県へ届けると。もう１点は、合併の日の市町村の職務執行者が専決処分もできるというようなことになっているわけですけれど。
○大城議長
２６０条はですね、合併前に修善寺町で議決すれば、変更できますし、合併後は新市になるということだと理解しています。
○三須重治委員
新市になってからではなくて、各町が合併前に選べるということで理解していいですか。
○大城議長
はい、法的にはそれで理解していいと思います。ただし、新市になって合併後の事務手続きのことがありますね、それを考慮しないと、考慮した決議をしていただかないと、合併後のですね、事務的なトラブルが生じるというところがあると思います。
たいへん時間を経過して申しわけありません。議長が不手際でございますので。先ほどの議決結果によりますといずれも３分の２に達していませんので、継続審議とさせていただきます。次回は５月７日に再度審議したいと思います。よろしゅうございますか。
○委員
異議なし。
○大城議長
異議なしと。では、５月７日、次回まで継続審議とさせていただきます。
それでは、引き続きまして、（３）の新規提案事項に入ります。
協議第３１号「財産、債務の取扱いについて」を議題とします。説明を、事務局お願いいたします。
○山本事務局長
はい、９頁になります。
協議第３１号「財産、債務の取扱いについて」下記のとおり提案します。４町の所有する財産及び債務については、すべて新市に引き継ぐものとする。天城湯ケ島町に８つある財産区有財産は、現状の財産区の財産として新市に引き継ぐものとする。
この協議第３１号につきましては、今回提案し、次回に確認をお願いするものです。新市に引き継ぎますものは、１６年３月３０日現在のすべてを引き継ぐことになりますが、現時点では、各資料の最新時点での数値となります。

次の頁をお願いします。１０頁になります。それから１１頁に、財産の総括として掲示をしてございます。１０頁ですが、主な財産といたしまして、各町ごとに掲げてございます。公有財産としまして、土地・建物、普通財産のうち土地、有価証券、出資による権利等、それからこの自治法による権利等、物品、債権、基金残高とございます。基金につきましては１５年当初の予算考慮ということになります。それから、財産についての参考法令は、下の部分に記載がございます。

次の頁ですが、財産に対しまして債務ですが、債務は地方債の残高、これが各町ごとに記載がございます。それから債務負担行為に基づく平成１４年度以降の支出予定額としてやはり各町ごとに記載がございます。

１２、１３頁にまいりますと、公有財産についての、さらに詳しい内訳が載っております。行政財産、普通財産に分けて、各町ごとに記載がございます。

次に、１４頁にまいりまして、ここでは出捐金と出資金が各４町別に掲載をされております。出資につきましては、一定の事業を営む法人または組合に対する設立の助成または財政援助の目的をもって出資をしております。出損につきましては、金品の寄付というような、まあ寄付と考えてよろしいのではないかと思います。

次に、１５頁でございますけれども、これは権利等ということになりまして、3つございます。地上権と商標権、それから土地信託契約ということで、それぞれ地上権につきましては土肥町、商標権につきましては土肥町、それから土地信託契約による受益権については修善寺町がございます。

次に、１６頁ですが、ここに有価証券が記載されています。各町ごとに掲載されておりますが、みずほホールディングスの株、それから静岡銀行の株、それから伊豆船原ゴルフクラブ、それから㈱ライブピア天城の第３セクターに対する株ということになっております。みずほにつきましては第一勧銀の株ということになります。

次に、１７頁にまいりまして、物品といたしまして、これは公道を走行する車両のみを掲載をしてございます。

次に、１８頁ですけれども、これは債権といたしまして、町別にこのような奨学金であるとか振興資金、貸付金というような債権を持ってございます。３月３１日の時点で返済が滞っているものはないとのことでございます。

次に、１９頁ですけれども、これは予算編成時の基金を掲載してございます。これは次の頁にも基金がございます。特別会計ということでございます。

次に、２１頁にまいりまして、地方債の会計別、一般会計それから特別会計ごとに記載がございます。その下には債務負担行為に基づく支出予定額として、これも後年度にわたる返済額として記載がございます。

次に、２２頁ですが、地方債の残高、１３年度末の地方債の残高が各町ごと、それから道路・建物・その他と分けまして記載がございます。どういったものに地方債が残っているかということでございます。

次に、２３頁にいきまして、起債残高とその交付税措置の見込額が、１４年度以降の交付税措置の見込額等が載ってございます。それから下の欄ですが、地方債の残高に対しまして、標準財政規模に対する率でありますとか、人口１人当たりの金額、数値が載ってございます。

次に、２４頁にまいりまして、各町ごと年度ごとの償還金の元金が記載をされております。
次に、２５頁にまいりまして、公営企業が９つ載っております。
次に、２６頁にまいりまして、先ほど調整の方針で申しあげました天城湯ケ島町の財産区が載ってございます。
次に、２７頁から２８頁ですが、公共施設状況調べによる資料が載ってございます。
次に、２９頁ですが、一部事務組合というものがございます。一部事務組合は、地方公共団体は団体の事務の一部を共同して処理するために組合を設けることができるという決めがありますので、それに基づいて作っているものでございますが、５つほどございます。それぞれ構成町が異なっております。重複もしてございますが、数等が異なっております。
次に、３０頁にまいりまして、町が借り入れている土地に対する借地料というんでしょうか、借入額が載ってございます。
次に、３１頁にまいりまして、先進事例がございます。これを見てみますと、財産債務はすべて新市に引き継ぐというようになっているわけでございます。
以上で説明を終わらせていただきます。
○大城議長
協議第３１号「財産、債務の取扱いについて」の説明が事務局よりございました。本件については次回５月７日の確認といたしたいと思いますが、だいぶ膨大な資料でございます。本日、今現在わかっている範囲でのご質問、ご意見を受けたいと思いますが。次回また、資料が膨大ですので、質疑を受けたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。では次回、本件については５月７日確認とさせていただきます。
引き続きまして、協議第３２号「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて」を議題といたします。説明を、事務局お願いいたします。
○山本事務局長
はい、３３頁になります。協議第３２号「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて」農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて下記のとおり提案します。
（１）農業委員会については、合併時に統合するものとし、農業委員会の選挙による委員については、市町村の合併の特例に関する法律第８条第１項第１号の規定を適用し、平成１７年２月末日まで引き続き新市の農業委員会の委員として在任する。
ただし、引き続き合併後の新市の選挙委員として在任する委員は、２０人とする。
（２）在任特例期間終了後の農業委員会の選挙による委員の定数については、２０人とする。
というものでございます。この協議第３２号につきましては今回提案し、次回に確認をお願いするものです。
３４頁、次頁をおめくりください。調整の方法の下にございます。４町の農業委員さんの定数が載ってございます。一番上の列が定数、それから①といたしまして、農業委員さんには選挙委員、選任委員のふたつに分かれております。選任委員につきましては議会推薦、それから農業協同組合推薦、それから農業共済組合推薦とこのようになっております。選挙委員につきましては、４町合計いたしますと、合計数は書いてございませんが、４９人となっております。
次に、その下ですが、区域の面積等ございます。単位がヘクタールですけれども、１ヘクタールは１町歩とお考えいただいてかまわないと思います。それから、農地面積、農家戸数が載って

おります。
　次に、３５頁ですけれども、市町村合併に伴う農業委員会の取扱いとして新設合併の場合がございます。この場合には上の方の「合併後の新市町村に１つの農業委員会を置く場合」といたしまして在任特例を採用してございます。在任特例は（表の）ずっと横にいったものでございます。それを詳しく書いたものが３６頁の（２）になります。「合併後１農業委員会を設置」ということで在任特例ですが、この２行目のところに「１０人以上８０人以内の範囲で定められた数」とございます。「合併関係市町村の協議により、１０人以上８０人以内の範囲で定められた数」とございます。これを２０人と定めるものでございます。それから、さらにふたつ下になりますが、ふたつ下にですね、「１０人以上８０人以下で定める数を超える場合」とありますけれども、先ほど選挙による委員さんが４９人と申しあげましたけれども、４９人は２０人を超えますので、これら関係委員の全員の互選により、合併後の新市町村の農業委員さんの選出をすることになります。
　次に、３８頁になりますけれども、ここに定数のことが４に書いてございます。「選挙委員の定数について」ということですが、これは４町の場合には③に該当いたしまして、農地面積1,300ha以下、又は基準農業者数これは農家数のことを指します、これが 1,100ha 以下の農業委員会については２０人以下という決めがございますので、２０人以下ということになります。
　それから、次の３９頁ですが、「農地部会について」というのがございます。このなかで、「２１人以上の定数を定めますと、農地部会を設置しなければならない」ということになっております。２１人以上を選びますと農地部会を設置しなければならないわけですが、２０人を選んでおりますので、２１人以下ということで農地部会は設置しなくてよいことになります。
　４０、４１頁と法律が書いてございまして、４２頁にまいりますと、そこには静岡県下での農業委員会の委員の定数及び任期が書いてございます。ちなみに４町のデータがどこにあてはまるかと申しますと、区域の面積が 36,397ha ですので、富士宮市が最も近いかなと、それから農家戸数につきましては４町で 2,422ha ですので、御殿場市の 2,401ha、それから富士宮市の 2,479ha が最も近いかなと考えます。それから農地面積は 871ha ですので、ここでは焼津市の 834ha、それから湖西市の 847ha が最も近い数字になるのかなと考えます。そういたしますと、定数は１７から２０人ということになります。それから、その横には選任委員ということで記載がございます。
　以上でございます。
○大城議長
　はい、ただいま協議第３２号「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて」、事務局より説明がありました。本件については次回５月７日に確認とさせていただきたいと思いますが、今日の時点でのご質問、ご意見を承ります。はい、小森委員。
○小森健治委員
　在任特例を使うということは良いわけですけれども、合併後にですね、選挙委員として在任委員を２０人とするということで、選挙された人達をですね、２０人をどうして絞れば、まあ互選と書いてありますけれど、２０人を仮に互選で絞るということになりますと、それでは２０人を４町でどのような割り振り方を、面積で割るとか、人口とか、農家戸数とかあるわけですけれど、そのような考えはどのような考え方をもっておられるのかちょっとお伺いしたいと思います。

○大城議長
　２０人をどのようにして決めていくかというご質問だったと思います。事務局。
○山本事務局長
　４９人を２０人に互選をしなければならないという、選ばなければいけないということなんですが、具体的な内容については農業委員さんの中で詰めていくことになろうかと思います。ここでは互選という以外は特に用意はしてございません。
○小森健治委員
　ということは、そういうことを決めるのは、後は農業委員さんに任せるよということですか。
○山本事務局長
　あくまでも委員さんですので、結果的にはそのようになると思います。ただ、どうしたらいいだろうかという相談がございますれば、もちろん相談はお受けするわけですけれども、基本的には農業委員さんのことですので、身分に関することですので、４町の農業委員会の中で考えていただいて互選をしていただきたいと考えています。
○小森健治委員
　あと１点、すみません。３５頁にですね、特例として「新市町村の区域面積 24,000 ヘクタールまたは、農地面積 7,000ha を超える」時には、今までの農業委員会をそのまま置けるというようなことだと僕は理解しましたけれど、ちょっとその点を説明していただきたいと思います。
○山本事務局長
　たいへん申し訳ありません。もう一度お話いただけますか。
○小森健治委員
　３５頁にですね、「従前の区域ごとに委員会を置く場合」ということで「新市の区域面積 24,000ha または、農地面積 7,000ha を超えること。」ということで、39,000ha でしたか、農地面積がありますね。ということは４町でとりあえずそのまま農業委員会を置いてもいいというような解釈はできるわけですか。
○大城議長
　はい、事務局。
○山本事務局長
　これはできますけれど、そちらを選ばなかったということになります。
○大城議長
　よろしゅうございますか。
○小森健治委員
　要するに、そういう方法もありますということで良いですね、理解は。
○山本事務局長
　はい、そのとおりです。
○小森健治委員
　はい、わかりました。
○大城議長
　ほかに。それでは、本件につきましては次回５月７日に確認とさせていただきたいと思います。ほかにご異議がないようでしたら、次回ということにさせていただきます。

続きまして、協議第３３号「各種事務事業の取扱い（電算システム事業）について」を議題といたします。説明を事務局、お願いします。

○山本事務局長

はい、４３頁になります。協議第３３号「各種事務事業の取扱い（電算システム事業）について」下記のとおり提案します。電算システム事業については、合併時に電算システムの統合を図り、ネットワークシステムの整備を行い、住民サービスの低下を招かないよう調整する。この協議第３３号につきましては、今日確認をお願いするものです。

次頁をお願いいたします。４４頁になります。電算業務につきましては、４町とも現在のところ、三島田方行政情報センター協議会を組織いたしまして、業務を進めております。これは４町ばかりではなくて、三島市、伊豆長岡町、韮山町、修善寺町、土肥町、天城湯ケ島町、中伊豆町、戸田村を含めた協議会でございます。ここに、すべて協議会で行っております基幹業務が掲載されております。町村によってはソフトを採用していないというところもございますけれども、これらを合併時に統合を図って、ネットワークシステムの整備を行って、住民サービスの低下を招かないように調整をすると、こういうことでございます。

その下には、電算統合の例示といたしまして、住民登録区域の拡大による、住民登録外者の確認とデータ修正、それから合併から５０日以内に行う新市長選挙作業とか、細かい作業の例示が載っております。それから右側の方には、先進事例といたしまして、調整方針を掲げてございます。

以上のとおりでございます。

○大城議長

ただいま、協議第３３号「各種事務事業の取扱い（電算システム事業）について」の説明が事務局よりございました。本件につきましては、本日確認といたしたく、ご質問、ご意見を受けます。ご質問、ご意見はございますか。特にございませんか。

○委員

異議なし。

○大城議長

それでは、「異議なし」との声がございましたので、協議第３３号「各種事務事業の取扱い（電算システム事業）について」は原案のとおりご承認いただけたものとさせていただきます。

以上をもちまして、本日予定されました議事はすべて終了いたしました。たいへん長時間にわたって、つたない議長でございましたが、慎重なご審議、議事進行にご協力いただきまして、誠にありがとうございます。それでは、議長を解任させていただき、事務局にお返しいたします。

○山本事務局長

続きまして、４番の「その他」に移らせていただきます。今後の日程といたしまして、４５頁になりますが、第８回の協議会を５月７日、４月３０日が定日でございますが、４月３０日はお休みをいたしまして、５月７日午後１時３０分から、修善寺町総合会館の２階の研修室になります。それから、その日の午前１０時から新市建設計画等小委員会の開催を予定しております。次回につきましては、お弁当の注文をお受けいたしますので、ここを出られまして、受付の方で注文をお願いいたします。

次に、第９回の協議会ですが、５月２１日午後１時３０分から、同じく修善寺町総合会館の２

階の研修室で行います。同じように午前１０時から新市建設計画等小委員会の開催を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。

次に、お知らせをいたしますが、新市名の名付け親大賞ということで、４月１２日、中伊豆町の町長室におきまして、中伊豆町の杉山良子さんに名付け親大賞の贈呈を行いましたことをご報告申しあげます。

以上をもちまして、すべて終了いたしました。これにて閉会いたします。ありがとうございました。